

## 第 2 2 回尼崎市議会臨時会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	計
件 数	1	3	4

#### (2) 議案の名称

< 予算 >

議案第 9 4 号 令和 2 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 1 号）

< 条例 >

議案第 9 5 号 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9 6 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9 7 号 尼崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について



第22回尼崎市議会臨時会

# 議案説明資料



&lt;令和2年11月臨時会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第94号	所 管	各事業所管課
件 名	令和2年度尼崎市一般会計補正予算(第11号)				
<b>内 容</b>					
1	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	264,485,443	354,796	264,840,239		
2	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	4,530	総務費	13,062	
	繰入金	350,266	民生費	13,188	
			商工費	305,000	
			土木費	23,546	
	合 計	354,796	合 計	354,796	
3	繰越明許費 追加 (単位：千円)				
	款	項	事業名	金額	
	土木費	道路橋りょう費	道路橋りょう維持管理事業	6,308	
	土木費	道路橋りょう費	道路橋りょう新設改良事業	11,257	
4	補正予算の内容 新型コロナウイルス感染症対策として、障害者支援施設や介護保険施設等におけるクラスターの発生予防及び重症化リスクの高い高齢者等の感染防止のため、新規入所者のうち検査を希望する方へのPCR検査の実施や、市民等の対応を行う窓口に飛沫感染防止パネルを設置する。 また、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢を踏まえた緊急雇用対策として、業務を実施する際の人員の半数以上を新規雇用者とするなど、失業者や現在求職活動中の方等の雇用を創出することを目的とした業務委託を行う。 さらに、新たな生活様式に向けた取組を実施する際の経費を市内中小企業等に対し				

補助する事業者向け感染拡大防止対策等支援事業費を申請件数の増により増額することなどに伴い補正を行う。各事業の概要等は別紙のとおり。

## 補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算	補正予算額	354,796 千円
(1) 医療提供体制・感染拡大防止対策の充実	補正予算額	25,304 千円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口等感染防止対策事業費 市民等の対応を行う窓口に飛沫感染防止パネルを設置する。</li> <li>・ 障害者支援施設新規入所者PCR検査事業費</li> <li>・ 介護保険施設等新規入所者PCR検査事業費 障害者支援施設及び介護保険施設等への新規入所者のうち検査を希望する方へのPCR検査を実施する。 実施期間：令和2年12月1日から令和3年3月まで 対象施設：障害者支援施設、介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅のうち特定施設入居者生活介護、認知症グループホーム、養護老人ホーム）</li> </ul>		
(2) 市民生活への支援の強化	補正予算額	24,492 千円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急雇用対策事業（委託4事業） 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急雇用対策にかかる業務委託を行う。 委託内容：市所蔵絵画等のデータベース作成、町会灯等現況調査、交通量調査、空家実態調査</li> </ul>		
(3) 地域経済の活性化・地域の元気づくり	補正予算額	305,000 千円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者向け感染拡大防止対策等支援事業費 新たな生活様式に向けた取組を実施する際の経費を市内中小企業等に対し補助する事業者向け感染拡大防止対策等支援事業費を申請件数の増に伴い増額する（申請見込件数を1,000件から2,500件へ増やす）。</li> </ul>		

## 費目別事業概要

<b>総務費</b>	<b>13,062 千円</b>
窓口等感染防止対策事業費 市民等の対応を行う窓口に飛沫感染防止パネルを設置する。	12,116 千円
尼崎市文化振興財団補助金等 緊急雇用対策として、市所蔵絵画等のデータベース作成業務を委託する。	946 千円
<b>民生費</b>	<b>13,188 千円</b>
障害者支援施設新規入所者PCR検査事業費 障害者支援施設への新規入所者のうち検査を希望する方へのPCR検査を実施する。	121 千円
介護保険施設等新規入所者PCR検査事業費 介護保険施設等への新規入所者のうち検査を希望する方へのPCR検査を実施する。	13,067 千円
<b>商工費</b>	<b>305,000 千円</b>
事業者向け感染拡大防止対策等支援事業費 事業者向け感染拡大防止対策等支援事業費を申請件数の増に伴い増額する。	305,000 千円
<b>土木費</b>	<b>23,546 千円</b>
道路橋りょう維持管理事業費 緊急雇用対策として、町会灯等現況調査業務及び交通量調査業務を委託する。	6,308 千円
道路橋りょう新設改良事業費 緊急雇用対策として、交通量調査業務を委託する。	11,257 千円
空家対策推進事業費 緊急雇用対策として、空家実態調査業務を委託する。	5,981 千円

&lt;令和2年11月臨時会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第95号	所 管	給与課
件 名	尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 国会議員の期末手当の支給月数が改定されることから、同様に市議会議員の期末手当の支給月数を改定するもの。					
2 改正内容 期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる。当該引下げに当たっては、令和2年度にあつては12月期に引下げを行い、令和3年度以降にあつては6月期及び12月期で均等となるよう引下げを行う。					
		6月期	12月期	合計	
現行		1.700月	1.700月	3.40月	
改定後	令和2年度	1.700月	1.650月	3.35月	
	令和3年度以降	1.675月	1.675月	3.35月	
3 施行期日 公布の日 ただし、令和3年度以降の期末手当に係る改正については、令和3年4月1日					

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（同項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日）現在において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>付 則</p> <p>9 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年尼崎市条例第27号）の施行の日から令和3年6月26日までの間に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の165</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>を乗じて得た額に100分の95」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（同項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日）現在において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>付 則</p> <p>9 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年尼崎市条例第27号）の施行の日から令和3年6月26日までの間に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>を乗じて得た額に100分の95」とする。</p>

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行（第1条改正後）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（同項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日）現在において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>付 則</p> <p>9 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年尼崎市条例第27号）の施行の日から令和3年6月26日までの間に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の167.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に100分の95」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（同項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日）現在において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>付 則</p> <p>9 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年尼崎市条例第27号）の施行の日から令和3年6月26日までの間に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の165</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>を乗じて得た額に100分の95」とする。</p>



&lt;令和2年11月臨時会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第96号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
<b>内 容</b>					
1	改正理由 令和2年の人事院勧告を受けて、国家公務員等の期末手当の支給月数が改定されることから、国家公務員等の取扱いに準じて、本市職員の期末手当の支給月数を改定するもの。				
2	改正内容 定年前職員の期末手当の支給月数を次の表のとおり0.05月分引き下げる。当該引下げに当たっては、令和2年度にあつては12月期に引下げを行い、令和3年度以降にあつては6月期及び12月期で均等となるよう引下げを行う。				
		6月期	12月期	合計	
	現行	1.300月	1.300月	2.60月	
改定後	令和2年度	1.300月	1.250月	2.55月	
	令和3年度以降	1.275月	1.275月	2.55月	
3	施行期日 公布の日 ただし、令和3年度以降の期末手当に係る改正については、令和3年4月1日				

尼崎市職員の給与に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第21条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（任命権者が定める者にあつては、当該期間に任命権者が定める割合を乗じて得た期間）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p>	<p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第21条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（任命権者が定める者にあつては、当該期間に任命権者が定める割合を乗じて得た期間）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p>

尼崎市職員の給与に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行（第1条改正後）
<p>(期末手当)</p> <p>第21条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（任命権者が定める者にあつては、当該期間に任命権者が定める割合を乗じて得た期間）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p>	<p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第21条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（任命権者が定める者にあつては、当該期間に任命権者が定める割合を乗じて得た期間）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p>



&lt;令和2年11月臨時会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第97号	所 管	給与課
件 名	尼崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 国の特別職の期末手当の支給月数が改定されることから、同様に市長及び副市長の期末手当の支給月数を改定するもの。				
2	改正内容 期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる。当該引下げに当たっては、令和2年度にあっては12月期に引下げを行い、令和3年度以降にあっては6月期及び12月期で均等となるよう引下げを行う。				
		6月期	12月期	合計	
	現行	1.700月	1.700月	3.40月	
改定後	令和2年度	1.700月	1.650月	3.35月	
	令和3年度以降	1.675月	1.675月	3.35月	
3	施行期日 公布の日 ただし、令和3年度以降の期末手当に係る改正については、令和3年4月1日				

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（特別職の職員が基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合は、これらの事実があった日）現在において特別職の職員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（特別職の職員が基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合は、これらの事実があった日）現在において特別職の職員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行（第1条改正後）
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（特別職の職員が基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合は、これらの事実があった日）現在において特別職の職員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（特別職の職員が基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合は、これらの事実があった日）現在において特別職の職員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>